

中国における商標制度概観、判例紹介、類否判断

平成 15 年度国際活動センター産業競争力部会第 4 部会*

質問

前田 耕一 (三菱電線工業株式会社 知的財産部 特許グループ)

『パテント』誌 7 月号「中国における商標制度概観、判例紹介、類比判断」平成 15 年国際活動センター著の内の「II. 中国商標判例紹介 A. 「LG」事件」(49 頁～)について、理解し辛い点がございましたので、次の点につき、ご教示ください。

1. 50 頁の「(3) 商標局と商標評審委員会における経緯」について、経緯のア)イ)ウ)は、時系列順に列記されているのでしょうか。

ウ)で LG 電子の商標 1478570 号の登録をなすに当たり、藍光電梯の商標登録第 560974 号の登録を取り消した、という点から考えれば、

イ)で藍光電梯が LG 電子の商標 1478570 号について取消を申請したのは、

ウ)の後であると考えられるため、

時系列的には、ア)→ウ)→イ)の順であると考えて宜しいのでしょうか。

2. 50 頁の (4) にて、「北京市高級人民法院は、次のように述べ、藍光電梯の請求を棄却した」とありますが、藍光電梯は、「(3) 商標局と商標評審

委員会における経緯」のどの段階で、どの商標評審委員会の決定に対して、北京市高級人民法院に訴えを提起したものでしょうか。

イ)ウ)を読む限りでは、どちらも現在、商標評審委員会にて審理中となっているのですが、突然、北京市高級人民法院が出てきておりますため、北京市高級人民法院に訴えを提起した経緯が、よく分かりませんでした。

3. 50 頁の (4) の最後の部分で、両社の商標が「全体的に比較して同一でもなければ類似でもない。」という北京市高級人民法院による、藍光電梯の請求棄却理由が記載されておりますが、藍光電梯が商標評審委員会のどの決定を不服として、高級人民法院に訴えを提起したのかが読み取れないため、結局、何を (5) で最高人民法院に上告したのかが理解出来ませんでした。

最高人民法院へ上告するまでの一連の経緯は、時系列的に並べると、どうなるのでしょうか。

中国商標判例紹介についての質問に対する回答

先ず最初にご承知おき頂きたいことは、中国の裁判所の判決、評審委員会の決定は、入手困難なものもあり、従って本件判例紹介も「パテント」(2003 年 Vol. 56 No. 3 P.62)に掲載されている北京市高級人民法院の判決の訳文、「特許ニュース」(平成 15 年 9 月 11 日 No. 11126 P.5)に掲載された記事、JETRO の北京知的財産室のホームページ(2002 年 7 月)に掲載された記事及び中国最高裁知的財産庭が運営するネット「中国知識産権保護」(2003 年 9 月)に掲載された記事を主として参照して紹介したものです。従って、評審委員会に対する手続きの日、審理の詳細、最高人民法院における手続き等に不明の点のあることをご了承

下さい。

なお、上記の資料は創成国際特許事務所の佐藤辰彦弁理士及び徐涵氏のご厚意により提供を受けたものです。

さて、ご質問の事件の前後関係ですが、商標局—評審委員会に継続する LG と凶形商標の登録を争う事件と、裁判所に係属している商標権侵害差し止め・損害賠償請求事件とが関連してあり、これらを時系列的に見ると、次のようになります。

* 木村三朗

1. 商標局—評審委員会に継続する事件

1991年12月4日

北京市藍光電梯公司（以下と藍光略称）のLGと図形商標が登録第560974号として登録された。

1997年3月7日

LG電子株式会社（以下LG電子と略称）のLGと図形商標が登録第958222号として登録された。

1999年12月4日

藍光の取消請求により評審委員会は、商評字（1999）第2874号として審理し、LG電子のLGと図形商標の登録第958222号の登録中「エレベーター」についての登録を取消す裁定をした（旧法29条）。

2000年11月（日付の詳細不詳）

商標局は、職権により、藍光のLGと図形商標の登録第560974号の登録を取消した（旧法27条1項—新法41条—前段によると考えられる）。

2000年11月21日

商標局は、LG電子のLGと図形商標を、エレベーター、昇降機を含む指定商品について登録第1478570号として登録した。

2000年11月（日付の詳細不詳）

藍光は、藍光のLGと図形商標である登録第560974号の登録を取消した商標局の決定に対し、評審委員会に不服申し立てをした。

未裁定（評審委員会にて審理継続中）

2000年12月28日

評審委員会は、商評字（1999）第2874号でした裁定を取消し（理由:LG電子の指定商品のエレベーターと昇降機とは類似商品であるから昇降機についての登録も取り消すべきである）、改めて第4879号として審理し、LG電子のLGと図形商標である登録第958222号の登録の1部を取消す裁定をした（確定）。

2000年12月（日付の詳細不詳）

藍光は、LG電子のLGと図形商標である登録第1478570号登録を取り消す裁定を評審委員会に申し立てた。

未裁定（評審委員会にて審理継続中）

2. 裁判所に係属している事件

2001年4月24日

藍光は、LG産電株式会社（LG電子の子会社で、中国に於いてエレベーター等の製造販売を行ってい

る）及びLG電子に対し、商標権侵害差し止め及び損害賠償を請求して、北京高級人民法院に訴えを提起した（2001高知初字第67号）。

2002年7月11日

北京高級人民法院は、（2001）高知初字第67号事件において、藍光の請求を棄却し、藍光に対し訴訟費用の負担を命じた。

2002年7月（日付の詳細不詳）

藍光は、（2001）高知初字第67号事件における北京高級人民法院の判決を不服として、最高人民法院に上告した。

2003年9月4日

最高人民法院は、藍光のLGと図形商標である登録第560974号及びLG電子のLGと図形商標である登録第1478570号は、共に確定できない状態にあり、本件は、評審委員会によるこれら2件の商標の審理結果を根拠とするとの理由により、訴訟手続きを中止した。

従って、現在評審委員会には、次の2件が継続中と言うこととなります。

イ) 藍光のLGと図形商標の登録第560974号の登録を取り消した商標局の決定の対する藍光の不服申し立て

ロ) 藍光が申し立てた、LG電子のLGと図形の商標登録第1478570号の登録を取り消す裁定申請

また、裁判所における藍光が請求した事件は、最高人民法院が、藍光のLGと図形商標と、LG電子のLGと図形の商標の何れが専用権を持つべきか、或いは双方が併存すべきかについて、先ず評審委員会において審理・裁定をすべきものとし、藍光の申し立てたLG電子のLGと図形の商標の使用差し止めと損害賠償の裁判の手続きを中止したということです。

なお、旧商標法（1983年）においては、商標登録の可否は商標評審委員会の裁定が最終であって、不服申し立ては出来ませんでした。しかし現行法（2001年）では、商標評審委員会の裁定に不服のある場合は、人民法院に出訴することが出来るように改正されています。従って、現在評審委員会に継続中の上記2件の事件に対する評審委員会の裁定に対しては、人民法院に出訴出来ることとなります。